

放送に関する支援策

令和8年2月6日

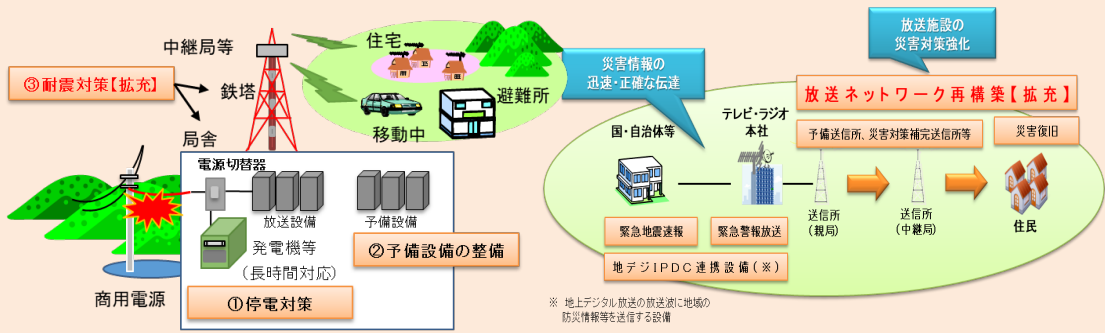
東海総合通信局 放送部 有線放送課

放送ネットワーク整備支援事業(地上放送/ケーブルテレビ)

放送ネットワーク整備支援事業

● 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、大規模災害時において放送が継続出来るよう、地上波テレビ、ラジオ及びケーブルテレビの放送ネットワークの耐災害性強化を推進するとともに、災害発生後の早期復旧を支援。

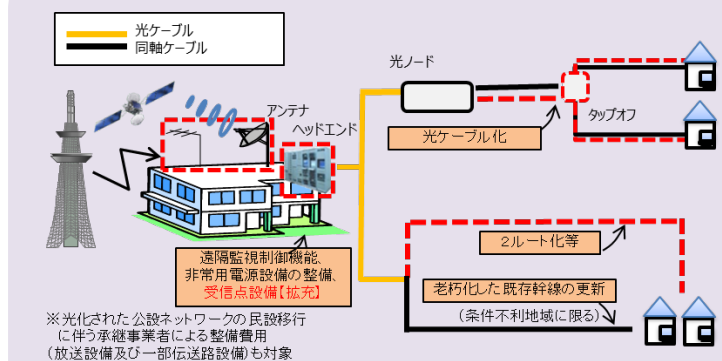
地上基幹放送の耐災害性強化



※このほか、民放ラジオの難聴解消、地上デジタル放送の環境整備に係る予算が含まれる。

- ・ 災害発生時に放送を継続させるため、南海トラフ地震等を見据え、地上基幹放送の放送局の耐震対策や停電対策等の耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- ・ 放送ネットワークの強靱化と耐災害性強化のため、予備送信所や災害対策補完送信所等の事業費の一部を補助。
- ・ 更なる放送ネットワークの強靱化に資するため、中継ルートの変更、送信所設備等の災害復旧や、災害情報の迅速・正確な伝達のための設備整備費用の一部を補助。

ケーブルテレビの耐災害性強化



- ・ 災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、ケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- ・ 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。

放送ネットワーク整備支援事業(一般財源)	令和8年度当初予算(案)	9.0億円	令和7年度補正予算	19.7億円
放送ネットワーク整備支援事業(電波利用料財源)	令和8年度当初予算(案)	6.9億円	令和7年度補正予算	0.5億円

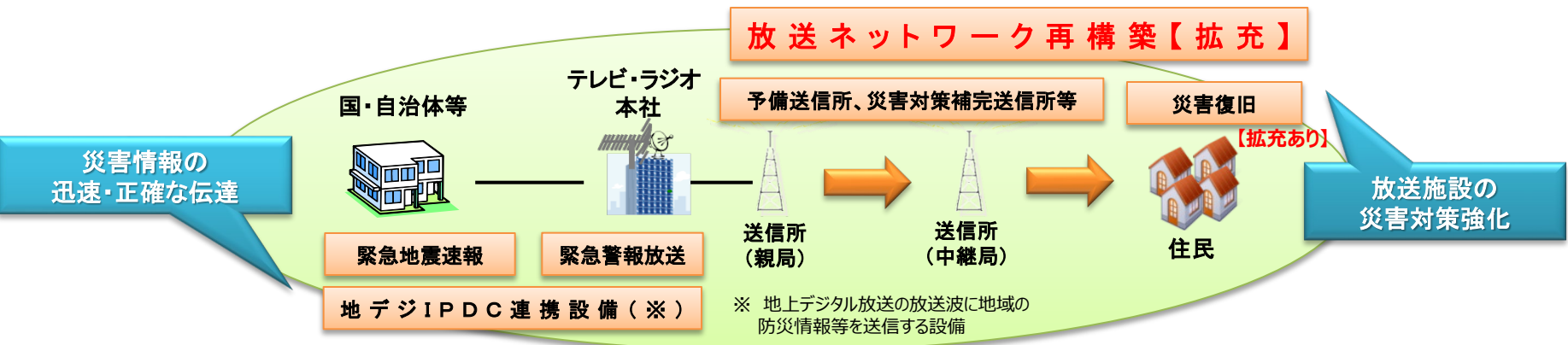
< 放送ネットワーク整備支援事業 >

地上基幹放送関係

- ・ 地上基幹放送ネットワーク整備等事業
- ・ 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業
- ・ 民放ラジオ難聴解消支援事業

地上基幹放送ネットワーク整備等事業

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備、災害発生後に送信所設備等の復旧整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで放送ネットワークの強靱化を実現する。



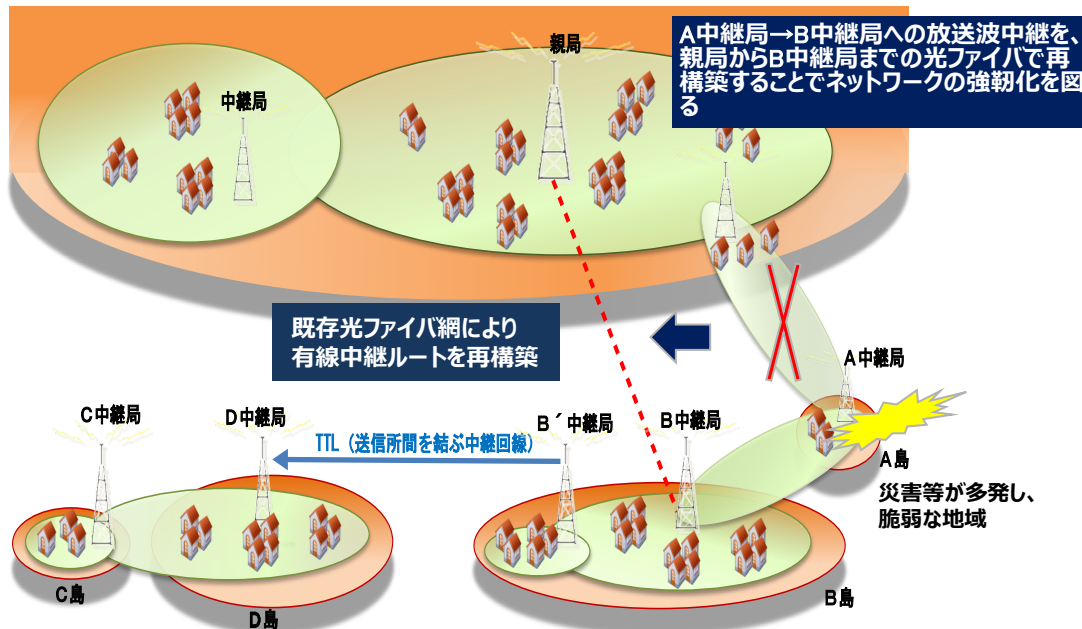
- (1) 事業主体 : 地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等
- (2) 補助率 : 地方公共団体の単独又は連携の場合: 1/2、民間放送事業者等の場合: 1/3
放送ネットワーク再構築事業において、条件不利地域(離島除く)は2/3、離島は3/4【拡充】
災害復旧事業において、一般災害は1/2、離島及び激甚災害は2/3【拡充】
- (3) 補助対象経費 : 予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、
 災害対策補完送信所等(災害対策補完送信所の整備、送信所の移転)、
送信所設備等の災害復旧(原則として親局、演奏所は除く)、放送ネットワーク再構築【拡充】
 緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、
 地デジIPDC連携設備)

予算	令和8年度予算額(案)	令和7年度補正予算額	令和7年度予算額	令和6年度補正予算額
一般会計	0.6億円	0.5億円	1.1億円	0.9億円

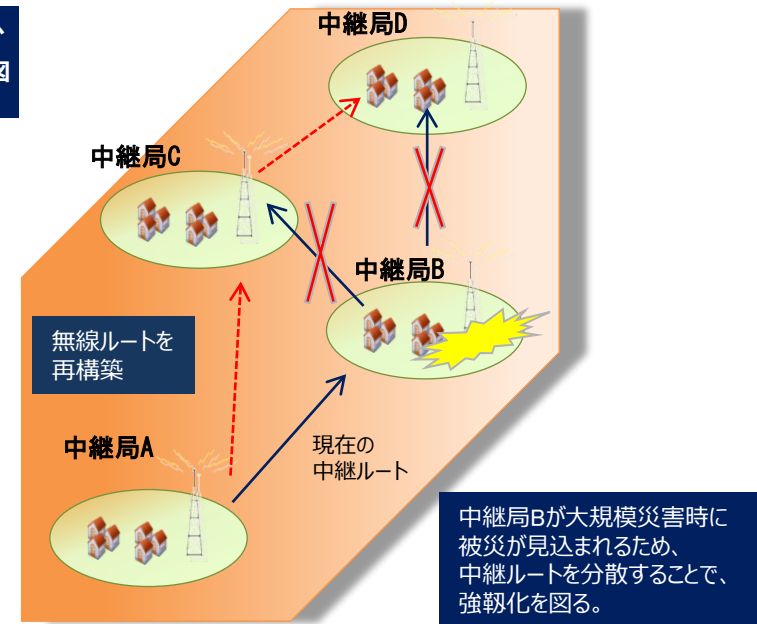
放送ネットワーク再構築(R8新規メニュー:中継ルートの変更)

- 現在の中継ルートの脆弱性解消のため、親局-中継局間、中継局-中継局間の伝送路を、①光ファイバ網の活用、②無線中継ルートの経路変更により再構築するための経費を支援。 ※離島の場合、海底ケーブルの新設は不可。
- 放送ネットワークの強靱化の観点から、「中継ルートを変更」するための支援であり、既存の同一区間について、無線→有線、有線→無線、放送波→TTLなどへ置き替える場合は対象外。
- 予備設備は対象外。
- 補助率:自治体 1/2、放送事業者 1/3
条件不利地域(離島を除く)2/3、離島地域 3/4 (※申請主体は問わない)

【①既存光ファイバ網を活用した中継ルート再構築】



【②無線伝搬ルートの変更による中継ルート再構築】



地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあることから、これを回避するためには、放送設備の耐災害性を強化し、大規模な自然災害時においても現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。
- **令和8年度要求では、「耐震対策」について、①補助対象に耐震診断費、補強設計費を追加し、②南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが想定される地域の放送局について補助率の拡充を要望。**

(1)事業主体:地上基幹放送事業者、地方公共団体 等

(2)補助対象:① 停電対策、② 予備設備の整備、③ 耐震対策(耐震工事経費のほか、**耐震診断費、補強設計費**)【**拡充**】

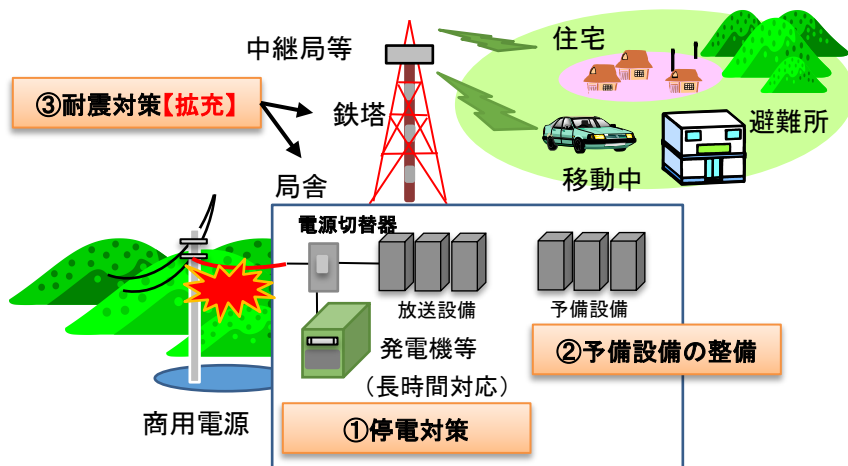
(3)補助率:

地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)1/2、地上基幹放送事業者等 1/3、
 受信障害対策用中継局(※1)に係る事業を実施する場合において
 条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村 2/3、

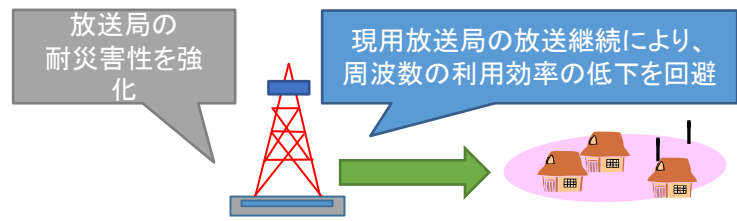
(※1)地理的条件等により放送の受信障害が発生している地域において、放送事業者以外の者が、当該受信障害を解消する目的で開設する中継局

(※2)山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県

③において、耐震診断費:1/2、南海トラフ地震による大規模被害想定地域(※2)の工事:2/3【拡充】



大規模な自然災害時に、放送局等が被災した場合、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれ



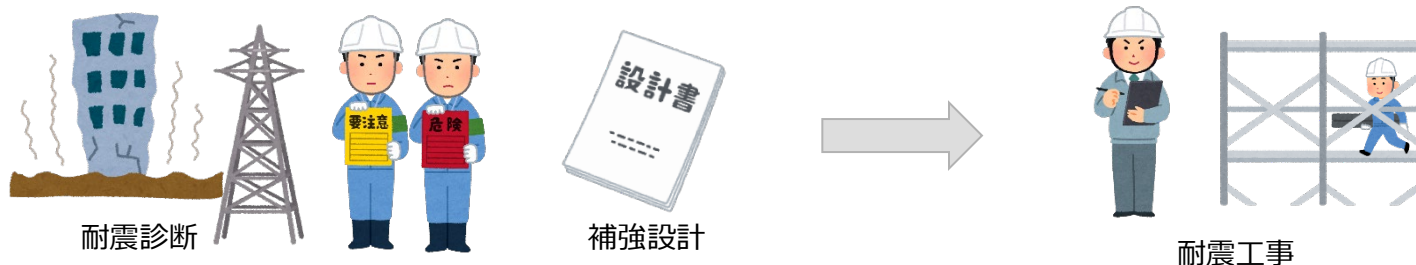
現用の放送局からの放送を継続させることで、電波の適正な利用を確保

耐震対策の拡充内容(令和8年度以降)

- ① 旧耐震基準で設置されている送信所の局舎及び鉄塔の耐震診断費、補強設計費を支援メニューとして追加し、耐震診断費の補助率を1/2とする。
- ② 南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが想定される地域の旧耐震基準による設備の補強工事について、補助率を2/3とする。

①耐震診断費、補強設計費を追加支援

- 耐震性能に脆弱性が見込まれる旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築基準)で設置された送信所の局舎及び鉄塔について、耐震対策を推進するため、耐震対策メニューとして、耐震診断を実施する経費、診断結果に基づく補強設計に要する経費を追加支援。
- 耐震診断は単独支援メニューとし、自主的な対策を促すため、補助率は申請主体を問わず、1/2とする。



能登半島地震での局舎基礎部分の損壊例

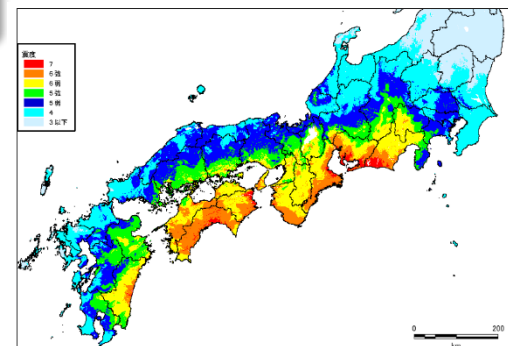
※耐震診断の結果(Is値等で判定)、Is値0.6未満等の十分な耐震性を保持していない場合、今後の対策についての方針を提示することが補助金交付条件。

②南海トラフ大地震で震度6強以上の想定地域について、補助率を2/3へ拡充

南海トラフ地震で震度6強以上の揺れが想定される地域(市町村)^{※1}に設置されている旧耐震基準の送信所局舎・鉄塔の耐震工事(補強設計費、工事費)に係る補助率を2/3へ拡充し、耐震対策を推進^{※2}。

(※1) 内閣府試算において、震度6強以上の揺れが含まれる府県(2府18県)；
山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県

(※2) 耐震工事の補助対象は、旧耐震基準で設置されているものであって、Is値0.3未満相当の場合に限る。



南海トラフ大地震による震度想定(陸側ケース:R7.3時点)(内閣府資料)

民放ラジオ難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力による中継局整備によりラジオの難聴を解消し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

(1) 事業主体

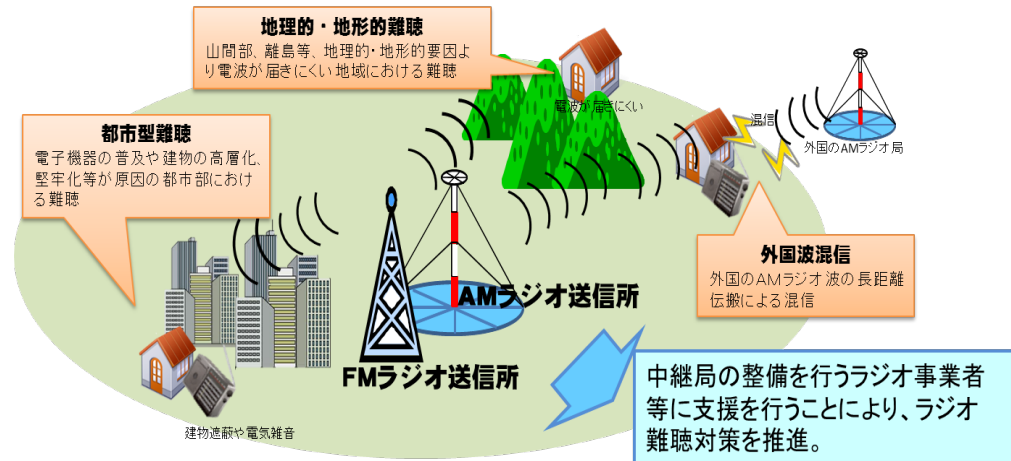
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体 等

(2) 補助対象

難聴対策としての中継局整備

(3) 補助率

- ・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
- ・都市型難聴 1/2



3 所要経費

	令和8年度予算額(案)	令和7年度補正予算額	令和7年度予算額
一般会計	2.1億円	0.5億円	2.4億円

< 放送ネットワーク整備支援事業 >

ケーブルテレビ関係

- ・ ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

①事業主体の追加（連携主体の選択肢の追加）

これまでは、市町村の連携主体のみが認められていたところ、市町村と第三セクター、第三セクター同士など、補助対象者であれば、自由に組み合わせて連携主体として申請が可能となる。

②災害復旧枠のスキーム変更

③光化・複線化事業における補助率の嵩上げ

対象者	通常	条件不利地域
市町村	1 / 2 ※(光化)財政力指数0.5超の自治体は1/3	
第三セクター	1 / 3	1 / 2
市町村の承継事業者	1 / 3	2 / 3
第三セクターの承継事業者	1 / 3	1 / 2

④複線化事業における受信点設備の単独整備が可能

※「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」と
「辺地共聴施設の高度化支援事業」は同日程

公募開始日

R7補正・R8当初ともに、1月23日(金)

申請期間

第一次締切: 令和8年2月13日(金) 12:00(必着)まで

第二次締切: 同年3月27日(金) 12:00(必着)まで

第三次締切: 同年5月29日(金) 12:00(必着)まで

- ※ 応募多数の場合は、措置する予算を調整する可能性があります。
- ※ 第二次締切及び第三次締切については、第一次締切又は第二次締切までの応募により予算額に達すると見込まれる場合、以降の受付を行わないことがあります。
- ※ 応募の状況によっては、第三次締切以降も応募を随時受け付ける場合があります。

辺地共聴施設の高度化支援事業

○ 山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

【令和8年度予算額(案) 7.0億円の内数、令和7年度補正予算額2.6億円の内数】
 (令和7年度当初予算額10.0億円の内数)

○ 事業主体

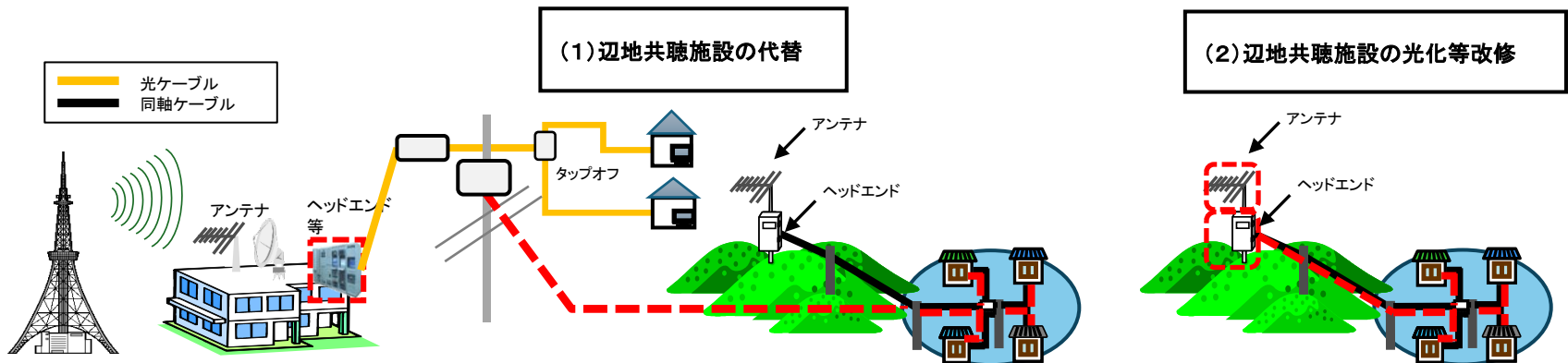
- (1) 市町村、放送事業者、電気通信事業者
又はこれらの連携主体
- (2) 市町村、市町村の連携主体

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

- アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル 等
- ※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域の共聴施設に限る。
- ※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

○ 補助率

- (1) 辺地共聴施設の代替 : 2/3
- (2) 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2



補助金の公募スケジュール

公募開始日

R7補正・R8当初ともに、1月23日(金)

※「ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業」と
「辺地共聴施設の高度化支援事業」は同日程

申請期間

第一次締切：令和8年2月13日(金)12:00(必着)まで

第二次締切：同年3月27日(金)12:00(必着)まで

第三次締切：同年5月29日(金)12:00(必着)まで

※ 応募多数の場合は、措置する予算を調整する可能性があります。

※ 第二次締切及び第三次締切については、第一次締切又は第二次締切までの応募により
予算額に達すると見込まれる場合、以降の受付を行わないことがあります。

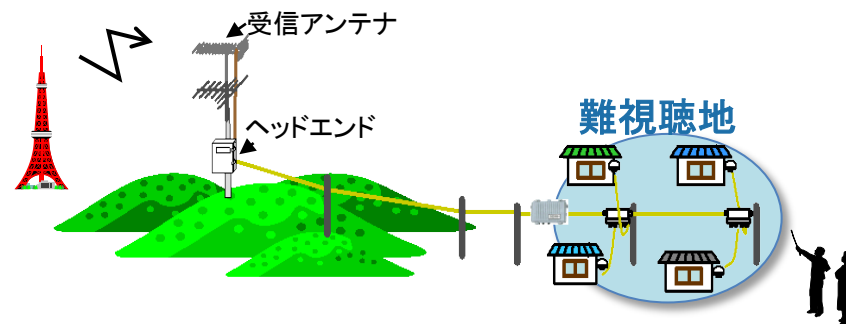
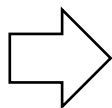
※ 応募の状況によっては、第三次締切以降も応募を随時受け付ける場合があります。

- 辺地共聴施設の老朽化や高齢化等による組合員減少に伴う施設の維持等の課題に対応すべく、相談支援窓口を設置し、**施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施。**
- 辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民組合、自治体等に対し、関係者との合意形成の進め方や補助金申請に関する支援に加え、**技術的知見が必要となる現地調査や図面作成等を含む技術的支援も行い、**共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

<支援体制のイメージ>

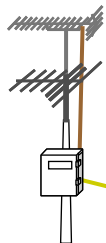
(1) 電話・メール等での相談受付

- ・ 施設の老朽化や今後の維持管理等に関する相談に対し、専門家が助言



(2) 現地訪問・調査

- ・ 必要に応じて現地に訪問し、施設状況等の調査や補助金申請に向けた図面作成等の支援を実施



**技術的支援
拡充**

市町村や共聴組合の皆様が、

- ・ 専門家による現地調査
(共聴施設の老朽化・受信環境調査、図面の作成等)
- ・ 調査結果の分析、取り得る技術的選択肢の整理
- ・ 地域の放送視聴環境確保計画の策定支援

まで、総合的な支援を受けることが可能です。

電話・メール等による相談受付

<相談支援窓口リーフレット>



テレビ共同受信施設(辺地共聴施設) 相談支援窓口開設のお知らせ

総務省では、テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)の老朽化等の課題について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口(請負事業者:PwCコンサルティング合同会社)を開設し、相談受付を行っております。

辺地共聴施設相談支援窓口Webサイト内相談フォームのほか、Eメール、電話からご相談・お問い合わせいただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

自主共聴施設運営におけるこんなお悩みはありませんか？



設備更新をしたいが
進め方がわからない



老朽化に伴い廃止したいが
手続きが不明



補助金の申し込み方法が
わからない



今後の長期的な
運営が不透明

辺地共聴施設に関するご相談は 相談フォーム・お電話・メールにて受け付けております(無料)

本窓口の運営は令和7年度総務省補助事業として実施するもので、令和8年3月31日までの開設を予定しています。お問い合わせをご希望される場合には、期間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

補助金申請手続きや共聴組合へのサポートに関するお問い合わせ先

テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)相談支援窓口

(運営:PwCコンサルティング合同会社)

Webサイトからのご相談

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyocho-soudan/index.html



- ✓相談フォームからの各種お問い合わせ
- ✓辺地共聴施設高度化支援事業の申請書書類のダウンロード
- ✓「よくある質問」の閲覧 ほか



アクセスはこちらから



お電話でのご相談

電話番号03-6257-0576

(受付時間:平日9:00~17:00)

※窓口からの折り返しは携帯電話からとなります。
080-3716-0444、080-3526-4283 から
発信いたしますので、あらかじめご承知おさください。



メールでのご相談

jp.cons.kyocho.support@pwc.com

※メール本文には以下をご記載ください。
・氏名・共聴施設名・相談者区分(共聴施設利用者、
市区町村担当者、ケーブルテレビ事業者、施工業者)
・共聴施設所在地(市区町村まで記載)・お問い合わせ内容



テレビ共同受信施設(自主共聴施設)とは？

各世帯が個別アンテナでテレビ電波を受信するのではなく、共同のアンテナでテレビ電波を受信し、有線ケーブル等を通じて複数の家庭に放送を届ける施設のことです。



共聴施設には様々な運営形態がありますが、本紙では、難視聴解消のため、地元住民で構成する共聴組合が受信環境の良い所にアンテナを共同設置し、運営・管理する「辺地自主共聴施設(※)」を対象としています。

(※)自治体の設置・運営している共聴施設についても対象です。

	難視聴解消共聴(辺地共聴)	都市受信障害共聴	集合住宅・団地共聴
設置目的	山間部など地形的な要因で放送電波が弱く、テレビが見づらい地域に難視聴解消対策として設置	主にビル等によって電波の遮蔽や反射が起こる電波障害の対策として設置	ビル・マンション等の集合住宅において、効率性や美観のため、屋上や敷地内の一角に設置した共同受信アンテナから各戸へ分配
運営形態	自主共聴	NHK共聴	
	地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、地元住民で構成する共聴組合が設置し、運営・管理	NHKの地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、地元住民で構成する施設組合とNHKが共同で設置し、運営・管理	

テレビ共同受信施設(辺地共聴施設)相談支援窓口にはどんなことが相談できる？

当窓口では、共聴組合や自治体の皆さまからのご相談を受け付けています。

- ・光化更新やCATV代替に関する補助制度の利用に関するお問い合わせ・ご相談
施設の更新や代替に活用できる補助制度の内容・条件をご説明の上、地域の状況に合わせた方針策定のご相談を受けております。
- ・申請手続きのサポート
補助金申請に必要な書類や手続きの流れをご案内します。
- ・運営上の課題への対応
組合員の高齢化や維持管理の負担軽減、将来の運営方針についてのご相談を承ります。
施設の維持・更新でお困りのことがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。

共聴施設を通してテレビを見ているのですが、
設備が古くなったのか
最近テレビの映りが悪くて・・・
相談先がわからないので電話しました



設備を新しくしたいのですがお金がなくて・・・
何か支援はないですか？



技術的支援(現地調査等)

支援対象

市町村、自主共聴組合(市町村と自主共聴組合の共同申請も可)

支援内容

辺地共聴施設によってテレビ放送を視聴しているが、将来の安定した視聴環境の確保に不安があり、地域のテレビ放送の安定した視聴環境を確保する将来計画(放送視聴環境確保計画)の策定を検討している市町村又は共聴組合に対し、**技術的知見を有する専門家を派遣して現地調査や調査結果の整理・分析等を行うことにより、必要な情報を提供するとともに、それらの情報を踏まえ、主体的な放送視聴環境確保計画の策定に向けた伴走支援を実施。(※支援対象団体の費用負担なし)**

項目		内容
現地調査	調査業務	・共聴施設の現状調査(老朽化状況、既存設備の確認等) ・放送受信状況調査(世帯の個別受信状況、有線放送サービス提供状況等) 等
	設計業務	・光ファイバー整備計画等の図面作成 ・公的単価に基づく概算事業費の算出 等
調査結果の整理・分析		調査結果を基に、放送視聴環境確保のために必要な取り得る技術的選択肢の整理と、それぞれの選択肢の技術的特徴・留意点等を整理
放送視聴環境確保計画の策定支援		整理・分析結果を基に、支援対象団体が主体的に放送視聴環境確保計画を策定できるように伴走支援

<支援の流れのイメージ>



公募スケジュール(予定)

令和8年4月以降、2回程度の公募を実施予定。 ※ 状況に応じてスケジュールを変更する可能性があります。

辺地共聴施設の相談支援窓口ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyocho-soudan/index.html

- ✓ 相談フォームからのお問合せ、よくある質問
- ✓ 補助金の概要、申請資料、事例集 などを掲載しています。ぜひご覧ください。



テレビ共同受信施設（辺地共聴施設）相談支援窓口

（受付時間:平日9:00～17:00）

本ウェブサイトでは、全国各地の総合通信局等と連携して、辺地共聴施設の運営における疑問やお悩みにお答えし、地域の皆さまの持続的・安定的なテレビ視聴環境の維持をお手伝いします。

共聴施設運営におけるこんなお悩みはありませんか？



設備更新をしたいが
進め方がわからない



老朽化に伴い廃止したいが
手続きが不明



補助金の申し込み方法が
わからない



今後の長期的な
運営が不透明

辺地共聴施設に関するご相談は、相談フォーム・お電話・メールにて受け付けております（無料）。本ウェブサイト内「よくある質問」もご参照ください。

辺地共聴施設相談支援窓口

相談フォームから相談する

<p style="text-align: center; border-bottom: 1px solid gray; margin-bottom: 10px;">お電話でのご相談</p> <p style="text-align: center;">窓口電話番号：03-6257-0576 (受付時間：平日9:00～17:00)</p> <p style="font-size: x-small;">※相談支援窓口からの折り返しは携帯電話からとなります。 080-3716-0444、080-3526-4283から発信いたしますので、 あらかじめご承知おきください。</p>	<p style="text-align: center; border-bottom: 1px solid gray; margin-bottom: 10px;">メールでのご相談</p> <p style="text-align: center;">jp_cons_kyocho_support_atmark_pwc.com</p> <p style="font-size: x-small;">※メール送付時は「atmark」を「@」に変更してください。 メール本文に以下をご記載ください。 ・氏名 ・共聴施設名 ・相談者区分（共聴施設利用者・市区町村担 当者・施工業者） ・共聴施設所在地（市区町村まで記載） ・問い合わせ内容</p>
--	--

こちらからもアクセス可能です

